

4. LULUCF 活動

論点	政治的合意 - Bonn Agreement - (FCCC/CP/2001/L.7)	COP6part2 終了時テキスト 7月27日付 (FCCC/CP/2001/L.11/Rev.1)
森林の定義	p10,パラ2 森林および、第3条3項におけるARD活動の定義は、土地利用変化に基づいて定義されること。	p6,パラ1(a) 森林とは ・広さが最低0.05~1.0ha ・樹冠率(あるいはそれに相当する貯蔵水準)が10~30%以上 ・成木の高さが最低2~5mに達する ものであること。これらの最小値は各締約国が選択することができるが、第1約束期間を通じて同一の数値を用いなければならない(参照:p9,パラ16)
新規植林、再植林、森林減少(ARD)の定義		p6,パラ1(b) 新規植林とは、過去少なくとも50年間、森林でなかった土地を直接的、人為的に森林に転換すること。 p6,パラ1(c) 再植林とは、過去に森林であったが、1989年12月31日の時点で森林を含まなかった土地を直接的、人為的に森林に転換すること。 p6,パラ1(d) 森林減少とは、直接的、人為的に森林を森林以外の土地に転換すること。
第3条3項に適格な活動		p7,パラ2 第3条3項に適格な活動は、1990年1月1日~第1約束期間の前年12月31日までに開始されたARD活動である。
第3条4項に適格な活動	p11,パラ4 約束期間においては、植生再生(revegetation) 森林管理、耕作地管理、牧草地管理の中から、各締約国が第3条4項に記される活動を選択してよい。ただし、第3条3項によるARD活動は重複しない。	p7,パラ6 第1約束期間においては、植生再生(revegetation) 森林管理、耕作地管理、牧草地管理の中から、各締約国が第3条4項に記される活動を選択してよい。ただし、第3条3項によるARD活動は重複しない。
第3条4項による補填	p11,パラ6(b) 第3条3項がマイナス(排出)になる附属書国は、第3条4項の森林管理による吸収によって、このマイナス分を8.2MtCを超えない範囲で補ってもよい。	p8,パラ10 第3条3項がマイナス(排出)になる附属書国は、第3条4項の森林管理による吸収によって、このマイナス分を[8.2]MtCを超えない範囲で補ってもよい。ただし、[8.2MtC]は確定値ではなく、第1約束期間開始の2年前までに決定される(参照:p8,パラ12パラ)
第3条4項および第6条(JI)における森林管理	p11,パラ6(c) 第3条4項の森林管理において、第3条3項を補った後、余った分については、別添の附属書に示されている数値まで計算に含めてよい。ただし、この数値は第6条の森林管理と合わせた分である(日本:13.00 MtC/y、カナダ:12.00 MtC/y、ロシア:17.63 MtC/y など)	p8,パラ11 第3条4項の森林管理において、第3条3項を補った後、余った分については、別添の附属書に示されている数値まで計算に含めてよい。ただし、この数値は第6条の森林管理と合わせた分である(日本:13.00 MtC/y、カナダ:12.00 MtC/y、ロシア:17.63 MtC/y など)また、この数値は確定値ではなく、第1約束期間開始の2年前までに決定される(参照:p8,パラ12パラ)
第12条(CDM)の適格性	p11,パラ7 第12条において認められるLULUCF活動は新規植林、再植林のみとする。	p8,パラ13 第12条において認められるLULUCF活動は新規植林、再植林のみとする。ただし、将来の約束期間におけるLULUCF活動の取り扱い第2約束期間の交渉の一部で決定される(参照:p9,パラ15パラ)
第12条に対する数値的制限	p11,パラ8 第1約束期間において認められる第12条のLULUCF活動は、各締約国の基準年排出量の1%×5倍を上回ってはならない。	p8,パラ14 第1約束期間において認められる第12条のLULUCF活動は、各締約国の基準年排出量の1%×5倍を上回ってはならない。